

第1章 総 則

第1条 本学会は日本子ども安全学会（Children Safety Society of Japan）と称する。

第2条 本学会は一般社団法人吉川慎之介記念基金を運営事務局とする。

第2章 目的及び事業

第3条 本学会は、保育・学校・教育施設等における事故の検証と研究によって、安全についての知識・情報・理解を社会に伝え、すべての子どもの健やかな成長と発達ならびに学びの保障に貢献するとともに、健全で安全な社会を構築することを目的とする。

第4条 本学会は前条の目的を達成するため、下の事業を行なう。

1. 大会、研究会の開催
2. 機関誌、その他刊行物の発行
3. 内外の学会、関連団体との連絡及び協力
4. その他本学会の目的を達成するために、相当と認めた活動・事業

第3章 会 員

第5条 本学会は、子どもの権利と安全、事故予防に関心を有する者によって組織される。

第6条 会員になろうとする者は、理事会に申し込み、その承認を得なければならない。

付則1 以前にこの会の会員であった者である場合は、過去に除名処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

付則2 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

第7条 正会員は、総会の定めるところに従い、会費を納めなければならない。

第8条 本学会の会員種別

- 1 正会員
- 2 学生会員

正会員の会費は年6千円、学生会員は年3千円とする。

学生会員においては、この会の目的に賛同する高等学校（高等専門学校を含む）、各種学校、大学（短期大学を含む）、大学院等の正規の課程に在籍する学生で、在学証明書等によって在籍を証明できる者であること。

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 会費の納入が継続して3年以上なされなかったとき。
- 2 理事会で決議されたとき。
- 3 当該会員が死亡したとき。

第10条 会員資格喪失に伴う権利及び義務

- 1 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失う。
- 2 当会は、会員がその資格を喪失しても、既納の年会費は、これを返還しない。

第11条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の決議を経て、理事長はこれを除名することができる。

- 1 この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 この会の会則又は会員としての義務に違反したとき
- 3 その他の除名すべき正当な事由があるとき

第4章 機関等

第12条 本学会は、毎年1回総会を開催する。

- 1 必要があるときは、臨時総会を開催することができる
- 2 総会の決議は、出席者の過半数による。

第13条 本学会の運営及び会務の執行のために、理事会を置く。

理事会は、理事長及び理事若干名をもって構成する。

第14条 理事及び監事は総会において選出し、理事長は、理事会においてこれを互選する。

第15条 理事長及び理事の任期は、3年とする。但し、再任を妨げない。

第16条 本学会に、会計及び会務執行の状況を監査するため、若干人の監事を置く。監事は、理事会において選出し、任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

第5章 会則の変更

第17条 会則を改正するには、総会の同意と決議を得なければならない。

付則 1 本学会則は、2018年9月8日より施行する。